

第6回 清瀬市「夢空間」保存活用検討委員会 会議録

1 開催日時

令和7年2月28日（金）午後5時30分～午後8時30分

2 場所

清瀬市役所3階 会見室

3 会議内容

(1) 開会

(2) 挨拶

委員長が挨拶を行った。前回の意見をもとに提言書（案）を再度整理し、事前に委員へ共有したところ、委員からいくつか意見があったため、本日はそれについて検討し、成案を得る回とする。

(3) 資料確認

事務局から配布資料について説明を行った。

委員から提出された『「夢空間保存・活用方針」の方向性（概念図）』についても参考資料として配布している。

(4) 第5回委員会の会議録について

委員長から、会議録の内容に問題がなければ市ホームページへ掲載する旨を説明し、掲載について委員の承認を得た。

(5) 提言書のまとめ

《委員長から提言書（案）の概要説明》

- ・鑑文については前回から大きな変更なし。
- ・委員会からの提言内容は大別すると二つである。一つ目（1）は「夢空間保存・活用方針」を策定すること。二つ目（2）には、その「夢空間保存・活用方針」を作成する際の方向性について明記する立て付けで作成している。
- ・前回、三つ目（3）として、委員会で出た利活用のアイデアを記載するという意見があったが、（1）（2）との繋がり都合上、（3）を設けることは見送った。また、具体的なアイデアは参考資料として切り出すことも考えたが、その場合、委員からの意見の重みが薄れてしまう懸念がある。そのため、提言書の論理構造は変更せずに、前回の意見をもとに再度整理した。
- ・具体的なアイデアについて、前回、「学校教育のための利用」に関しては独立した項目を

設けるとい意見が出たため取り入れているが、学校教育だけでなく「生涯教育」についても記載することとした。

- ・提言書の太字部分だけ切り出せば、簡潔に伝わるようになっている。ただ、今まで議論してきた内容はしっかりと提言書に残しておきたいので、細字の部分で詳細を記載している。市が情報発信の際に二次加工する場合は、太字だけ切り出して繋げても形になるように配慮して作成した。

《各委員から事前に出た意見をもとに意見交換》

●「大宮の鉄道博物館」の事例を記載することについて

利活用の具体的な実施内容の「飲食のための利用」に記載している「大宮の鉄道博物館」の例について、夢空間は博物館に設置するわけではないので、大宮の例は記載しなくてもよいと思う。(委員)

⇒「検証のための仕組みづくり」の部分では、宮城県の「くりでんミュージアム」も例に出しているが、こちらの記載も削除したほうがよいか？(委員長)

⇒くりでんミュージアムは特段気にならない。(委員)

⇒大宮の鉄道博物館の例は、車両内で飲食をすることについて、課題や注意点があることを念押ししたいという意図で記載した次第。不要であれば削除でも構わない。(委員長)

⇒念押しの記載がないと注意が薄れて雑な扱いになる懸念があるが、記載があることで車両内での飲食提供自体が不可能かのように見えてしまう懸念もある。(委員)

⇒夢空間で飲食提供を行う場合は一層の努力をすべきである、といったように、清瀬市がその事例を受けてどのように考えるのかを示した文になっていればよいと思う。くりでんミュージアムの例に対しても同様。(委員)

⇒夢空間はもともと食堂車両なので、飲食の場としての活用の可能性はある。ただ、その実現には様々な検討事項や課題があるため、それをクリアしていただきたい。その解決策の参考事例として大宮の話題を出したという立て付けならよいと思う。(委員)

⇒利活用のための注意書きになってしまっているので、記載の仕方に工夫は必要。(委員)

⇒具体例を記載しなくても、『「夢空間」車両において飲食を行う場合は、これらの点について十分な配慮が必要である。』という一文を追加することで、飲食提供自体ができないという意味合いにもならず、注意喚起もできてよい。(委員長)

●保存・活用活動に対して清瀬市が全面的なバックアップを行う旨を記載することについて

行政部門（清瀬市）が担うべき役割として、方針を作るだけでなく、その方針に基づいた保存・活用活動へのバックアップと、全体のバランス管理を行うことを追加してはどうか。(委員)

⇒そのように記載すると市が直営でやらざるを得なくなるのではないか。「全体管理」については指定管理者が行っていることであり、市も指定管理者に依頼したいところだと思う。これに関して詳細を記載してしまうと、担い手にとって制約になってしまうと思

う。また、「活動全体が最適化できるように」という表現について、市民が協働で参画する際に何をもってして最適化というのか、そもそも最適化という表現が適切なのか気になった。(委員)

⇒市が作成した「夢空間保存・活用方針」に基づいて行われる活動については、市も一緒になって取り組んでほしいということを伝えたいと思って提案した次第。(委員)

⇒市のバックアップについては、「夢空間保存・活用方針」を決めた後のフェーズになってくるので、「夢空間保存・活用方針」策定の方向性について言及している項目において、バックアップに関する記事を記載することに違和感がある。また、「全面的な～」という表現は重いと感じる。(委員長)

⇒バックアップという言葉は、主体ではない時に使用する言葉だと思う。市民の活動に対して全面的なバックアップはしてほしいが、あくまでも、市には、保存活動を市内外の方々と主体的に行ってほしい。(委員)

⇒「夢空間保存・活用方針」策定の方向性として、「「夢空間」車両を保存するための諸活動を、行政部門のみならず清瀬市民の参画により推進する。」旨を記載している。ここでは、市民参画について強調して記載しているが、だからといって市が主体的に関わらなくてよいというわけではない。この点を表現するために、この項目の文末を『このように鉄道遺産の保存活動における自治体の存在感は、今世紀に入って高まっていることが理解でき、清瀬市は市民と協働して主体的に保存活動に関わるべきである。』と修正する。(委員長)

⇒併せて「3 委員会からの提言」の(1)の文章においても、「夢空間保存・活用方針」を策定する旨に加えて、『方針の実現に向けて主体的に取り組むこと』ということを追記する。(委員長)

●「利活用」による事業売上に関する記載について

飲食提供やイベントスペースの貸し出しにおいても売上が得られる可能性があるため、「グッズ販売」の項目で記載するのではなく、全体的に共通していることであると分かる位置に移動してはどうか。(委員)

⇒「「夢空間」車両の価値を市の内外に発信するための活動を継続的に行うとともに、その内容を定期的に検証する」という項目の後ろに記載することについて賛成。(委員長)

⇒指定管理者の立場からみて、提言書において「事業売上」という記載は具体的すぎる。事業売上については、次のステップで言及する内容だと思う。(委員)

⇒元々、「保存費用」と記載していた。意見をふまえ、『「利活用」は車両の保存費用の一部を捻出する効果も期待し得る。』という一文を追加する。(委員長)

●「グッズ」の表現について

飲食類(弁当、菓子、飲料など)販売の可能性も考慮し、「グッズ・飲食類」等と言葉を追加してはどうか。(委員)

⇒「グッズ・飲食類」ではなく、「物販」でどうか。(委員長)

⇒または、「関連商品の販売」と幅広い表現にしてもよい。(委員)

⇒意見をふまえ、『「夢空間」と清瀬市を組み合わせた名称ないし商標の考案、及び関連商品の販売』に修正する。(委員長)

●「関連商品の販売」による効果の記載について

「清瀬市の認知度ひいてはブランド価値も上がり、市内外からの事業者の進出も期待し得る。」と補足してはどうか。(委員)

⇒認知度やブランド価値の向上は、物品の販売によって直接生まれる効果というより、情報発信やマーケティングによる効果だと思うので、「積極的な情報発信」の項目に関することだと思う。物品の販売以外からもブランド価値は向上し得ると思う。(委員)

⇒「積極的な情報発信」の項目において、清瀬市に「夢空間」車両があることを市内外に繰り返し幅広くアピールすることにより、『清瀬市の認知度とブランド価値を高める』ということを追記する。また、各種イベントの情報発信だけでなく、『関連商品などの情報』についても持続的に発信する旨を追記する。(委員長)

●『「利活用」の具体的な実施内容』の各項目の記載順について

「積極的な情報発信→商標の考案、及び関連商品の販売」ではなく、「商標の考案、及び関連商品の販売→積極的な情報発信」という順で記載してはどうか。(委員)

⇒今までの議論から、「積極的な情報発信」の項目に関する記載は、抽象度の高い活動と位置付けられるので、上記のとおり順番を入れ替えてもよい。

この記載順番について、決してやりたいこと順で記載しているのではなく、具体的な事柄とそれを実現するにあたって重要な体制、といった分類によって決めた順番である。この流れのほうが読み手にとっても読みやすいと考える。(委員長)

●委員会が出た意見（企業や個人からの応援・寄付を募ること）を追記することについて

可能性は未知数だが、委員会で意見があり、実現できた場合は保存活動の後押しになるので追記してはどうか。(委員)

⇒独立した項目として記載しなくてもよい。(委員)

⇒追記することについて賛成。「夢空間」と清瀬市を組み合わせた名称ないし商標の考案、及び関連商品の販売」の項目に、『併せて、企業や個人からの応援・寄付を募ることについても、委員会で意見があった。（クラウドファンディング、ふるさと納税、ネーミングライツなど）』という一文を追記する。(委員長)

●参考資料：『「夢空間保存・活用方針」の方向性（概念図）』の必要性について

全体が俯瞰できるよう別紙の概念図を付記することを提案したい。提言書だけでなく概念図があることにより、市民に対してもわかりやすく伝えることができると思料。(委員)

⇒この図には時間軸が足りず、図の説明を聞かなければ理解するのが難しいのではないか。(委員)

⇒図には減価償却費等の記載があるが、今までの議論でお金の話はあまりせず、文化的

な価値やシビックプライドの醸成等、抽象的な価値を中心に議論してきた。費用等に関して裏付けがないままお金の話をすることにどれくらい価値があるのだろうか。この図では、左側の天秤がお金に換算できない価値、右側の天秤はお金の価値になっているが、そのバランスをとるといふ例えに至るのかどうか、まだ理解できていない部分がある。

(委員長)

⇒提言書として概念図を添付する必要があるのか。(委員)

⇒どのようにしたら本委員会の提言内容を市民へ分かりやすく伝えることができるかという点については、本委員会が考える必要はないので、その点は事務局にお願いしたい。また、「保存のために必要となるメンテナンスコスト」と「保存により期待される効果(にぎわい・ブランド価値・利活用)」とのバランスを考慮する必要がある、という点については、この先のステップである検証のための仕組みづくりのロジックを考えていく際に意識してもらえればよい内容なので、今回の提言書には添付しないでもよいと感じた。参考まで、左側の天秤の「お金に換算できない価値」は、何らかの換算式を定義することにより数値化する方法も考えられる。(委員)

⇒意見をふまえ、作成いただいた概念図に関しては取り下げとさせていただきます。(委員長)

(6) その他

《事務局より今後について》

- ・本日の議論をふまえ、正式な文案として事務局にて整えた後に、委員へ最終確認していただく。(※提言書には委員会の会議録は掲載しない。)
- ・市長へ提言書を受け渡す方法や日程については、別途調整のうえ連絡する。

以上